

基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

基本目標別 評価集計	A	B	C	D
	52	59	0	0

基本目標	施策の方向	具体的施策	重点評価	再掲			事業名	事業目的	事業目標	令和3年度事業実績	令和2年度事業実績	自己評価	事業実施担当課
2	1	14	○				配偶者暴力相談支援センターにおける相談	専用電話による相談を行い、各区保健福祉センター、アミカスと連携し、被害者の相談から自立支援までの切れ目のない支援を行う。	専用電話による相談を行い、各区保健福祉センター、アミカスと連携し、被害者支援を行う。	配偶者暴力相談支援センターにおいてDV被害相談を実施 ・相談件数 511件 ※うちDV相談件数 389件	配偶者暴力相談支援センターにおいてDV被害相談を実施 ・相談件数 506件 ※うちDV相談件数 382件	B	こ未)こども家庭課
2	1	14	○	2	5	30	区子育て支援課・家庭児童相談室における相談	身近な相談窓口としての機能を充実し迅速かつ的確な対応を行う。	身近な相談窓口としての機能を充実し迅速かつ的確な対応を行う。	婦人相談 延べ件数 6,921件 ※うちDV相談 延べ件数 3,224件 母子・父子自立相談 延べ件数 8,421件 家庭児童相談 延べ件数 31,162件	婦人相談 延べ件数 6,829件 ※うちDV相談 延べ件数 3,566件 母子・父子自立相談 延べ件数 8,428件 家庭児童相談 延べ件数 23,109件	B	こ未)こども家庭課
2	1	14	○				アミカス相談室における相談	基本目標1 施策の方向2 具体的施策3に記載					
2	1	14	○	3	1	38	男性のための相談ホットラインによる相談	男性が抱える様々な問題に男性相談員が相談を受け、問題解決に向けて援助する。	相談者のニーズに適切に対応する。	男性が抱える様々な問題に男性相談員が相談に応じる。電話相談と面接を実施。月4回(2時間/日) 相談員:臨床心理士等の男性相談員 相談件数: 52件	男性が抱える様々な問題に男性相談員が相談に応じる。電話相談と面接を実施。月4回(2時間/日) 相談員:臨床心理士等の男性相談員 相談件数: 75件	B	市民)事業推進課
2	1	14	○				区保健福祉センターや精神保健福祉センターにおける精神保健相談	市民の心の健康づくり等に関する身近な窓口として相談対応を行う。	精神障がい者の早期発見や早期治療につながる。	○DVに関する相談件数 16件 全相談件数 115,687件 ○市障がい福祉ガイドへ窓口掲載 ○こころの健康ガイド(約3,000部)を市内三師会へ配布済	○DVに関する相談件数 33件 全相談件数 104,983件 ○市障がい福祉ガイドへ窓口掲載 ○こころの健康ガイド(約3,000部)を市内三師会へ配布済	B	(保健)保健予防課
2	1	14	○	2	1	16	法的助言が必要な被害者に対する法律相談(配暴センター)	被害者に無料法律相談を実施し、被害者の自立支援を進める。	相談者のニーズに適切に対応する。	○配偶者暴力相談支援センター 法的な助言が必要なDV被害者に対して、弁護士による無料の法律相談を実施 法律相談件数 43件	○配偶者暴力相談支援センター 法的な助言が必要なDV被害者に対して、弁護士による法律相談を実施。 法律相談件数44件	A	こ未)こども家庭課
2	1	14	○	2	1	16	法的助言が必要な被害者に対する法律相談(アミカス)	被害者に無料法律相談を実施し、被害者の自立支援を進める。	相談者のニーズに適切に対応する。	○アミカス 夫婦や親子間・相続、金銭、不動産などについて、女性弁護士が相談に応じる。 昼間:月4回(1人30分×6/回) 夜間:月1回(1人30分×4人) 実績:184件(内 DVに関する相談 21件)	○アミカス 夫婦や親子間・相続、金銭、不動産などについて、女性弁護士が相談に応じる。 昼間:月4回(1人30分×6/回) 夜間:月1回(1人30分×4人) 実績:199件(内 DVに関する相談 16件)	A	市民)事業推進課
2	1	14	○				相談員連絡会議における情報交換等による連携強化	関係機関が連携して被害者の立場に立った切れ目のない支援を行う。	少なくとも年1回は連絡会議を開催する。	各区家庭児童相談室・配偶者暴力相談支援センター・アミカス相談室の相談員連絡会議 ・実施回数:年1回 ・参加人数:21人	各区家庭児童相談室・配偶者暴力相談支援センター・アミカス相談室の相談員連絡会議 ・実施回数:年1回 ・参加人数:16人	A	こ未)こども家庭課 市民)事業推進課
2	1	14	○				DV対応と児童虐待対応の連携を図るための研修	DVと児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進のための研修等を実施し、DV対応と児童虐待対応との連携強化を図る。	相談員研修の実施や、国・県等の研修へ相談員を派遣することにより、相談員のスキルを向上させる。	○こども家庭課主催研修等 「今、改めて考えるDV家庭と子ども～不適切養育に注目して～」 各区子育て支援課(こども相談係、家庭児童相談室)、えがお館職員に対して、DV対応と児童虐待対応の連携を図るための研修を実施。 ・参加者数: 39人 アンケート:「参考になった」100% ○県主催研修への参加 「DV対応と児童虐待対応との連携強化に向けた合同研修会」 各区子育て支援課(こども相談係、家庭児童相談室)、えがお館、配偶者暴力相談支援センター職員が参加。 ・参加者数: 11人	○こども家庭課主催研修等 「DV家庭の子どもに見られる特徴と支援～事例を通して学ぶ～」 市関係職員、母子生活支援施設職員、えがお館職員、要支協関係機関職員などに対して、DVに関する研修を実施。 ・参加者数:36人	A	こ未)こども家庭課

基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

基本目標別 評価集計	A	B	C	D
	52	59	0	0

基本目標	施策の方向	具体的施策	重点評価	再掲			事業名	事業目的	事業目標	令和3年度事業実績	令和2年度事業実績		自己評価	事業実施担当課
2	1	14	○				各関係機関との情報交換	連絡会議や相談員研修を実施し、関係職員の連携を図る。	関係機関のスムーズな連携により、的確な被害者支援を行う。	○各区家庭児童相談室・配偶者暴力相談支援センター・アミカス相談室の相談員連絡会議 ・実施回数:年1回・参加人数:21人 ○DV相談窓口(家児相・配偶暴センター・アミカス)の相談員対象の合同事例検討会 ・実施回数:年3回・参加人数:計54人	○各区家庭児童相談室・配偶者暴力相談支援センター・アミカス相談室の相談員連絡会議 ・実施回数:年1回・参加人数:16人 ○DV相談窓口(家児相・配偶暴センター・アミカス)の相談員対象の合同事例検討会 ・実施回数:年2回・参加人数:計36人	A	市民)事業推進課	
2	1	14	○				各関係機関との情報交換	関係機関のスムーズな連携により、DVの予防啓発に各機関が協力して取り組むとともに、相談者に対してより効果的な支援が出来るようになることを目指す。	関係機関との連絡会議を開催し、よりスムーズな連携を図る。	○福岡市配偶者等からの暴力防止対策連絡会議 開催回数:1回(1回) 委員構成:(外部)12機関・団体(市内部)7所属(オブザーバー)1機関 内容: ・福岡市におけるDV相談等について ・第3次福岡市DV防止基本計画について ・意見交換について ・各関係機関の取組みについて	○福岡市配偶者等からの暴力防止対策連絡会議 開催回数:1回(1回) 委員構成:(外部)12機関・団体(市内部)7所属(オブザーバー)1機関 内容: ・福岡市におけるDV相談等について ・福岡市における「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の広報・啓発活動について ・各関係機関の取組みについて	A	こ未)こども家庭課	
2	1	14	○	2	5	31	いきいきセンターふくおか運営(地域包括支援センター事業)	高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らし続けることができるように、健康や福祉、介護などに関する相談を受けたり、その人の状態に適したアドバイスを行うなど、高齢者が自立した生活を続けられるように支援する。	地域における高齢者も身近な相談体制の充実を図る。	実相談件数 25,545件 延相談件数170,410件	実相談件数 23,437件 延相談件数 159,830件	A	福祉)地域包括ケア推進課	
2	1	14	○				区障がい者基幹相談支援センター事業	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、相談支援を行う。	相談支援体制の充実	○相談件数 85,851件	○相談件数 87,099件	A	福祉)障がい者支援課	
2	1	14	○				在住外国人被害者の窓口相談にあたって通訳を派遣	日本語を十分に話すことができない外国人のDV相談に対して、通訳者を派遣し、暴力被害者の保護及び自立支援を行う。	相談者のニーズに適切に対応する。	○各区子育て支援課(家庭児童相談室)、法律相談等 ・通訳者(12か国語:英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ロシア語、ネパール語、タガログ語)を派遣 ・派遣依頼 1件	○各区子育て支援課(家庭児童相談室)、法律相談等 ・通訳者(12か国語:英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ロシア語、ネパール語、タガログ語)を派遣 ・派遣依頼 1件	B	こ未)こども家庭課	
2	1	14	○				相談窓口を案内する多言語対応(9か国語)リーフレットの配布	日本語を十分に話すことができない外国人のDV相談について、多言語リーフレットにより相談窓口の周知を図り、被害者の保護及び自立支援を行う。	相談者のニーズに適切に対応する。	○外国人向けDV防止啓発リーフレット「あなたの身近な人が暴力を受けていたら」配布 ・医療機関、大学、公共施設等95箇所に設置 ・DV被害者支援に関する会議にて配布 ○各区子育て支援課(家庭児童相談室) ・対応マニュアル(9か国語:英語、中国語、韓国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ロシア語、ポルトガル語)	○外国人向けDV防止啓発リーフレット「あなたの身近な人が暴力を受けていたら」配布 ・医療機関、大学、公共施設等95箇所に設置 ・DV被害者支援に関する会議にて配布 ○各区子育て支援課(家庭児童相談室) ・対応マニュアル(9か国語:英語、中国語、韓国語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ロシア語、ポルトガル語)	B	こ未)こども家庭課	
2	1	14	○				配偶者等からの暴力相談・支援に関わる職員に対する研修	関係職員等への研修を実施し、被害者対応のスキル向上を図る。	関係職員等に対して、配偶者等からの暴力(DV)防止と、被害者への適切な対応のために、様々な機会を捉えて意識啓発を進める。	市民と直接接する機会が多い地域の民生委員や区役所の関係職員等を対象に研修講師を派遣。また、出前講座を実施。 ・実施回数: 7回 ・参加人数: 379人 ・アンケート実施分:「参考になった」92%	市民と直接接する機会が多い地域の民生委員や区役所の関係職員等を対象に研修講師を派遣。また、出前講座を実施。 ・実施回数:2回 ・参加人数:42人	A	こ未)こども家庭課	

基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

基本目標別 評価集計	A	B	C	D
	52	59	0	0

基本目標	施策の方向	具体的施策	重点評価	再掲	事業名	事業目的	事業目標	令和3年度事業実績		令和2年度事業実績		自己評価	事業実施担当課
2	1	14	○		相談員研修の充実	相談員のスキル向上により、的確な被害者支援を行う。	相談員研修の実施や国・県等の研修へ相談員を派遣することにより、相談員のスキルを向上させる。	○こども家庭課主催研修等 「今、改めて考えるDV家庭と子ども～不適切養育に注目して～」 各区子育て支援課(こども相談係、家庭児童相談室)、えがお館職員に対して、DV対応と児童虐待対応の連携を図るための研修を実施。 ・参加者数:39人 アンケート:「参考になった」100% ○国、県等主催研修への参加 ・参加者数:207人	○こども家庭課主催研修等 「DV家庭の子どもに見られる特徴と支援～事例を通して学ぶ～」 市関係職員、母子生活支援施設職員、えがお館職員、要支協関係機関職員などに対して、DVに関する研修を実施。 ・参加者数:36人 ○国、県等主催研修への参加 ・参加者数:133人	A	こ未)こども家庭課		
2	1	14	○		相談員研修の充実	相談員のスキル向上を図り、的確な被害者支援を行う。	相談員研修の実施や国・県などの研修へ相談員を派遣することにより、相談員のスキルを向上させる。	○アミカス主催研修等 ①DV相談窓口(家児相・配偶暴センター・アミカス)の相談員対象の合同事例検討会 ・実施回数:年3回 ・参加人数:計54人 ②アミカス相談室の相談員対象の事例検討会 ・実施回数:年2回 ・参加人数:延べ12人 ○国・県等主催研修への参加 ・アミカス相談員 延べ21人	○アミカス主催研修等 ①DV相談窓口(家児相・配偶暴センター・アミカス)の相談員対象の合同事例検討会 ・実施回数:年2回 ・参加人数:計36人 ②アミカス相談室の相談員対象の事例検討会 ・実施回数:年3回 ・参加人数:延べ15人 ○国・県等主催研修への参加 ・アミカス相談員 延べ15人	A	市民)事業推進課		
2	1	14	○		被害者の情報保護及び各制度の適切な運用	迅速かつ的確な対応を行う。	迅速かつ的確な対応を行う。	○DV被害者の保護に関する各種証明書及び確認書の発行 健康保険、年金、公営住宅入居、臨時特別給付金、コロナワクチン接種等 ○市の関係部署間の文書連絡について、DV被害者専用の鍵付き封筒を活用	○DV被害者の保護に関する各種証明書及び確認書の発行 健康保険、年金、公営住宅入居、臨時特別給付金、コロナワクチン接種等 ○市の関係部署間の文書連絡について、DV被害者専用の鍵付き封筒を活用	A	こ未)こども家庭課		
2	1	15	○		危険が急迫している場合の被害者及び同僚の子どもの安全確保及び一時保護	迅速かつ的確な対応を行う。	迅速かつ的確な対応を行う。	○家庭内で暴力等をうけた母子等を緊急かつ一時的に保護を実施。 県・市・民間施設での保護世帯数30世帯 ○DV被害者等自立生活援助事業 本市が所管する保護室に一時保護されたDV被害者等に対し、公的機関への同行支援や手続きの補助など、アウトリーチ型の支援も含めた自立支援及び退所後の定着支援を行う 実施人数:自立支援3人 定着支援3人	家庭内で暴力等をうけた母子等を緊急かつ一時的に保護を実施。 県・市・民間施設での保護世帯数 31世帯	A	こ未)こども家庭課		
2	1	15	○		民間シェルターを運営する民間支援団体の活動支援	民間シェルターを支援し、連携して被害者の保護・支援に取り組む。	民間シェルターを支援し、連携して被害者の保護・支援に取り組む。	DV被害者保護のためのシェルターを運営している民間団体に対して、補助金を交付。 1団体への補助金交付 500千円	DV被害者保護のためのシェルターを運営している民間団体に対して、補助金を交付。 1団体への補助金交付 500千円	B	こ未)こども家庭課		
2	1	16	○		アミカスDV被害者支援のためのグループワーク	DVに悩む人たちが、ワークを通して支え合うことで、精神的な安定や自立した生活の実現を目指す。	相談者のニーズに適切に対応する。満足度90%以上を目指す。	DVについて理解し、自分を大切にする方法をワークを通して学ぶ。 グループワーク 年2クール(12回) ・実施回数:R3年度は後期のみ(5回)実施。 ・参加人数:延べ14人 ・満足度:100%	DVについて理解し、自分を大切にする方法をワークを通して学ぶ。 グループワーク 年2クール(12回) ・実施回数:R2年度は後期のみ(6回)実施。 ・参加人数:延べ20人 ・満足度:100%	B	市民)事業推進課		
2	1	16	○		法的助言が必要な被害者に対する法律相談(配暴力センター・アミカス)			基本目標2 施策の方向1 具体的施策14に記載					
2	1	16	○		被害者親子等のカウンセリング	配偶者等からの暴力による様々な心理的影響からの回復を目的として、被害者親子等に心理カウンセリングを実施する。	被害者親子等に心理カウンセリングを実施し、心理的回復を図り、自立を促進する。	○DV被害者親子等ケア事業 DV被害を受けた親、面前DV等の被害を受けた子に対して、カウンセリングを無料で実施 実施人数:9人	○DV被害者親子等ケア事業 DV被害を受けた親、面前DV等の被害を受けた子に対して、カウンセリングを無料で実施 実施人数:1人	B	こ未)こども家庭課		

基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

基本目標別 評価集計	A	B	C	D
	52	59	0	0

基本目標	施策の方向	具体的施策	重点評価	再掲			事業名	事業目的	事業目標	令和3年度事業実績	令和2年度事業実績	自己評価	事業実施担当課
2	1	16	○				市営住宅入居における優遇措置及び一時使用制度の利用	DV被害者の居住の安定を図り、その自立を支援する。	DV被害者の居住の安定を図る。	○市営住宅優先入居 市営住宅の入居者募集において、DV被害者を優遇することで、居住の安定を図り、その自立を支援する。 利用件数 1件 ○目的外一時使用 配偶者からの暴力(DV)被害者の住居の安定を図り、その自立を支援する観点から、目的外一時使用により住宅を使用させる。 利用件数 7件	○市営住宅優先入居 市営住宅の入居者募集において、DV被害者を優遇することで、居住の安定を図り、その自立を支援する。 利用件数 0件 ○目的外一時使用 配偶者からの暴力(DV)被害者の住居の安定を図り、その自立を支援する観点から、目的外使用により住宅を使用させる。 利用件数 7件	A	(住都)住宅運営課
2	1	16	○				ひとり親家庭支援センター(就業支援講習会、就業相談、無料職業紹介、自立支援プログラム策定事業)	ひとり親家庭支援センターにおいてひとり親家庭および寡婦の各種相談や就業支援講習会等を行い、ひとり親家庭および寡婦の自立を支援する。	今後も当該サービスを継続して実施する。	各種相談や就業支援講習会等を行い、ひとり親家庭及び寡婦の自立を支援 就職者数:133人	○各種相談や就業支援講習会等を行い、ひとり親家庭及び寡婦の自立を支援 就職者数: 142人	B	(こ未)こども家庭課
2	1	16	○				母子生活支援施設における自立支援	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を保護し、自立に導く。	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を当該施設に入所させ、自立の促進のためにその生活を支援する。	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援した。 月平均入所世帯数 66世帯	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援した。 月平均入所世帯数 59世帯	B	(こ未)こども家庭課
2	1	16	○	2	5	30	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の父または母の就業をより効果的に促進するために、給付金を支給する。	今後も当該サービスを継続して実施する。	○自立支援教育訓練給付金事業 ひとり親家庭の父または母が能力開発のために資格等を取得する際、その受講料の6割(年額最高20万、最大4年で80万円)を支給。 ・支給件数 15件 ○高等職業訓練促進給付金事業 ひとり親家庭の父または母が看護師等の就職に結びつきやすい高度な資格を取得する際、月額100,000円(課税世帯は月額70,500円)の促進給付金を支給。 また、修業後50,000円(課税世帯は25,000円)の修了支援給付金を支給。 ・支給件数 促進給付金 136件 修了支援給付金 35件	○自立支援教育訓練給付金事業 ひとり親家庭の父または母が能力開発のために資格等を取得する際、その受講料の6割(年額最高20万、最大4年で80万円)を支給。 ・支給件数 19件 ○高等職業訓練促進給付金事業 ひとり親家庭の父または母が看護師等の就職に結びつきやすい高度な資格を取得する際、月額100,000円(課税世帯は月額70,500円)の促進給付金を支給。 また、修業後50,000円(課税世帯は25,000円)の修了支援給付金を支給。 ・支給件数 促進給付金 108件 修了支援給付金 37件	B	(こ未)こども家庭課
2	1	16	○	2	5	30	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の経済的自立と、その扶養する児童(子)の福祉の増進を図るため、原則、無利子で各資金を貸付ける。	今後も当貸付を継続して行っていく。	3年度貸付実績 母子貸付 364件 165,467,800円 父子貸付 8件 2,897,000円 寡婦貸付 7件 4,846,000円 合計 369件 173,210,800円	2年度貸付実績 母子貸付 440件 216,889,300円 父子貸付 6件 3,655,000円 寡婦貸付 14件 5,409,000円 合計 460件 225,953,300円	B	(こ未)こども家庭課
2	1	16	○				児童手当	家庭等における生活の安定と、次代の世代を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育する者に手当を支給する。	引き続き安定的な児童手当支給の実施を図る。	○受給者数 124,237人	○受給者数 124,341人	A	(こ未)こども家庭課
2	1	16	○	2	5	30	児童扶養手当	ひとり親世帯の生活の安定を図り、自立を促進するために、父母の離婚・父(母)の死亡などによって、父(母)と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する。	引き続き児童扶養手当支給の実施を図る。	○受給者数 13,298人	○受給者数 13,421人	A	(こ未)こども家庭課

基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

基本目標別 評価集計	A	B	C	D
	52	59	0	0

基本目標	施策の方向	具体的施策	重点評価	再掲	事業名	事業目的	事業目標	令和3年度事業実績	令和2年度事業実績		
									自己評価	事業実施担当課	
2	1	17	○		配偶者等からの暴力防止に関する講座・講演会	配偶者等からの暴力(DV)防止と相談窓口周知のために、講座・講演会等により意識啓発を進める。	配偶者等からの暴力(DV)防止の意識と相談窓口の認知度が高まる。	○福岡市DV防止講演会 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 ○配偶者からの暴力に関する講座等への講師派遣 地域団体、学校、市職員 派遣箇所:10箇所 参加者数:1,640人	福岡市DV防止講演会 「DVと児童虐待 ～コロナ禍の家庭で起きる暴力を考える～」 講師:倉富 文枝氏(NPO法人 福岡ジェンダー研究所 代表) 参加者数:150人 ○配偶者からの暴力に関する講座等への講師派遣 地域団体、学校、市職員、 派遣箇所:5箇所 参加者数:705人	B	こ未)こども家庭課
2	1	17	○		市政だよりやホームページ等を活用した広報、啓発	配偶者等からの暴力(DV)防止と相談窓口周知のために、様々な機会をとらえて意識啓発を進める。	配偶者等からの暴力(DV)防止の意識と相談窓口の認知度が高まる。	○市政だより、ホームページ、配偶者暴力相談支援センターカード・リーフレットの配布を行い、DV防止と相談窓口の啓発を行った。 ・市ホームページへの掲載 ・配偶者暴力相談支援センターカード・リーフレット配布 ・市本庁舎カフェコーナーサイネージでDV防止と相談窓口の周知 ・ラジオ「心のオルゴール」でDV防止と相談窓口の周知	○市政だより、ホームページ、配偶者暴力相談支援センターカード・リーフレットの配布を行い、DV防止と相談窓口の啓発を行った。 ・市ホームページへの掲載 ・配偶者暴力相談支援センターカード・リーフレット配布 ・市本庁舎カフェコーナーサイネージでDV防止と相談窓口の周知	B	こ未)こども家庭課
2	1	17	○		相談窓口情報を掲載したカード・リーフレットの作成、配布	配偶者等からの暴力(DV)防止と相談窓口周知のために、カードやリーフレット等の広報物を配布して意識啓発を進める。	配偶者等からの暴力(DV)防止の意識と相談窓口の認知度が高まる。	○配偶者暴力相談支援センターカード・リーフレットの配布 ・設置(配布)箇所数:853箇所 ・配布先:市施設、各種支援団体、医療機関、学校、保育園、幼稚園など	○配偶者暴力相談支援センターカード・リーフレット、面前DVリーフレット(新規作成)の配布 ・設置(配布)箇所数:853箇所 ・配布先:市施設、各種支援団体、医療機関、学校、保育園、幼稚園など	B	こ未)こども家庭課
2	1	17	○		相談窓口情報を掲載したカード・リーフレットの作成、配布	配偶者等からの暴力(DV)防止と相談窓口周知のために、カードやリーフレットなどの広報物を作成して意識啓発を進める。	配偶者等からの暴力(DV)防止の意識と相談窓口の認知度が高まる。	アミカス相談室リーフレットの配布 ・配布先:市施設、関係機関など	アミカス相談室リーフレットの配布 ・配布先:市施設、関係機関など	B	市民)事業推進課
2	1	17	○		中高生へのデートDV(交際相手からの暴力)に関する教育	高校生等の若年層に対しデートDVの教育を行い、DVの未然防止に取り組む。	若年層のデートDVに関する理解が深まる。	○デートDV防止教育講演会を実施 ・市立高校4校中3校 *1校は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 参加者数:1,261人*全4校中3校 ・講演会前後でアンケートを実施。 92%の生徒が「理解できた」と回答した。 また、DVに対する意識の12項目(どのようなことが暴力になるか)について、ほとんどの項目で改善が見られた。 例)大声でどなることは暴力になると思う: 授業前73%→授業後95% ・教育委員会SSW *新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催申込みなし	○デートDV防止教育講演会を実施 ・市立高校4校中2校 *2校は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 参加者数:616人*全4校中2校 ・教育委員会SSW 参加者数:47人 ○デートDV防止啓発カード・ポスターの配布 配布先:市立中学校、高校、専門学校、大学ほか関係機関 (カードは、市立中学3年生と市立高校の生徒に配布)	B	こ未)こども家庭課 教委)中学校教育課・高校教育課
2	1	17	○		若年層に向けたデートDVに関する啓発	若年層に対しデートDVの意識啓発を行い、DVの未然防止に取り組む。	若年層のデートDVに関する理解が深まる。	○デートDV防止啓発リーフレット・ポスターを新たに作成し、配布 ・箇所数:580箇所 *市立中学3年生と市立高校の生徒にリーフレット配布 ・配布先:学校(市立・国立・私立中学校、市立・県立・私立高校、専門学校、大学)、関係機関	○デートDV防止啓発リーフレット・ポスターの配布 ・箇所数:405箇所 *市立中学3年生と市立高校の生徒にリーフレット配布 ・配布先:学校(市立・国立・私立中学校、市立・県立・私立高校、専門学校、大学)、関係機関	A	こ未)こども家庭課 教委)中学校教育課・高校教育課
2	1	18	○		福岡市配偶者等からの暴力防止対策連絡会議による国、県、民間団体等との連携	関係機関のスムーズな連携により、DVの予防啓発に各機関が協力して取り組むとともに、相談者に対してより効果的な支援が出来るようになることを目指す。	関係機関との連絡会議を開催し、よりスムーズな連携を図る。	開催回数:1回 委員構成:(外部)12機関・団体(市内部)7所属(オブザーバー)1機関 内容:・福岡市におけるDV相談等について ・第3次福岡市DV防止基本計画について ・意見交換について ・各関係機関の取組みについて	開催回数:1回 委員構成:(外部)12機関・団体(市内部)7所属(オブザーバー)1機関 内容:・福岡市におけるDV相談等について ・福岡市における「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の広報・啓発活動について ・各関係機関の取組みについて	B	こ未)こども家庭課

基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

基本目標別 評価集計	A	B	C	D
	52	59	0	0

基本目標	施策の方向	具体的施策	重点評価	再掲			事業名	事業目的	事業目標	令和3年度事業実績	令和2年度事業実績	自己評価	事業実施担当課
2	1	18	○				相談や支援に関わる庁内関係各課の連絡会議や情報交換による支援	連絡会議や相談員研修を実施し、関係職員の連携を図る。	関係職員のスムーズな連携により、的確な被害者支援を行う。	○各区家庭児童相談室・配偶者暴力相談支援センター・アミカス相談室の相談員連絡会議 ・実施回数：年1回・参加人数：21人 ○こども家庭課主催研修 「今、改めて考えるDV家庭と子ども～不適切養育に注目して～」 各区子育て支援課(こども相談係、家庭児童相談室)、えがお館職員に対して、DV対応と児童虐待対応の連携を図るための研修を実施。 ・参加者数：39人 アンケート：「参考になった」100%	○各区家庭児童相談室・配偶者暴力相談支援センター・アミカス相談室の相談員連絡会議 ・実施回数：年1回・参加人数：16人 ○こども家庭課主催研修 「DV家庭の子どもに見られる特徴と支援～事例を通して学ぶ～」 市関係職員、母子生活支援施設職員、えがお館の電話相談員などに対してDVに関する研修を実施。 ・参加者数：36人	A	こ未)こども家庭課
2	1	18	○				相談や支援に関わる庁内関係各課の連絡会議や情報交換による支援	連絡会議や相談員研修を実施し、関係職員の連携を図る。	関係機関のスムーズな連携により、的確な被害者支援を行う。	○各区家庭児童相談室・配偶者暴力相談支援センター・アミカス相談室の相談員連絡会議 ・実施回数：年1回・参加人数：21人 ○DV相談窓口(家児相・配偶暴センター・アミカス)の相談員対象の合同事例検討会 ・実施回数：年3回・参加人数：計54人	○各区家庭児童相談室・配偶者暴力相談支援センター・アミカス相談室の相談員連絡会議 ・実施回数：年1回・参加人数：16人 ○DV相談窓口(家児相・配偶暴センター・アミカス)の相談員対象の合同事例検討会 ・実施回数：年2回・参加人数：計36人	A	市民)事業推進課
2	2	19		2 3 4	3 1 1	25 35 44	「働くあなたのガイドブック」の発行	労働関係法令や市内の雇用・労働に関する相談窓口等を掲載した勤労者総合啓発誌を作成し、市民をはじめ労働団体や企業等に配布することにより、勤労者の福祉の向上を図る。	勤労者総合啓発誌「働くあなたのガイドブック」を多く配布し、労働関係法令の基礎知識や相談窓口など情報の周知に努める。	○「働くあなたのガイドブック」を作成し、市民をはじめ労働団体や企業等に配布することにより、勤労者の福祉の向上を図った。 作成部数：令和3年度改訂版12,000部(令和4年1月発行) 配布部数：9,466部 配布先：市関係施設、国・県の関係施設、高校、専門学校、大学など	○「働くあなたのガイドブック」を作成し、市民をはじめ労働団体や企業等に配布することにより、勤労者の福祉の向上を図った。 作成部数：令和2年度改訂版12,000部(令和3年1月発行) 配布部数：10,283部 配布先：市関係施設、国・県の関係施設、高校、専門学校、大学など	B	経済)経営支援課
2	2	20					相談窓口	安心して職務に専念できる職場環境を整える。	相談に真摯に対応しながら、防止のための啓発や相談しやすい体制づくりに取り組む。	○事業実績 1 職員向けの啓発パンフレットの周知 2 各任命権者のセクハラ相談窓口のほか、弁護士による外部相談窓口を設置 ○セクハラ相談件数 市長事務部局 2件 交通局 2件 計4件	○事業実績 1 職員向けの啓発パンフレットの周知 2 各任命権者のセクハラ相談窓口のほか、弁護士による外部相談窓口を設置 ○セクハラ相談件数 市長事務部局 1件 教育委員会 1件 計2件	B	総企)人事課 消防)職員課 水道)総務課 交通)総務課 教委)服務指導課 議会)総務秘書課 選挙)選挙課 人事)任用課 監査)監査総務課 農業)農業委員会事務局

基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

基本目標別 評価集計	A	B	C	D
	52	59	0	0

基本目標	施策の方向	具体的施策	重点評価	再掲	事業名	事業目的	事業目標	令和3年度事業実績		令和2年度事業実績		自己評価	事業実施担当課
2	2	20			ハラスメント防止研修	ハラスメントがない職場づくりを支援する。	各種研修において、ハラスメント防止に関する科目・内容を実施する。	研修名:新規採用職員研修(社会人経験者、中途採用者など含む) 受講者:新規採用職員 343人 研修名:課長研修 受講者:課長級昇任者等 105人 研修名:管理職(課長級)ウォームアップ研修(資料配付) 受講者:課長昇任前の係長級職員 148人 研修名:係長研修(資料配付) 受講者:係長級昇任者等 191人 研修名:総括主任研修(動画配信) 受講者:総括主任級昇任者等 194人 研修名:主任研修(動画配信) 受講者:主任級昇任者等 223人 研修名:技能・労務職研修第3部(資料配付) 受講者:職長級昇任者等 8人	研修名:新規採用職員研修(社会人経験者、中途採用者など含む)(資料配付含む) 受講者:新規採用職員 281人 研修名:係長研修(動画配信) 受講者:係長級昇任者等 155人 研修名:総括主任研修(動画配信) 受講者:総括主任級昇任者等 210人 研修名:主任研修(動画配信) 受講者:主任級昇任者等 209人 研修名:技能・労務職研修第3部(動画配信) 受講者:職長昇任者等 10人	A	総企)研修企画課		
2	2	20			ハラスメント防止研修	ハラスメントがない職場づくりを支援する。	ハラスメント研修を実施し、職員のハラスメントに関する基礎知識を高める。	1 全職員を対象としたハラスメント研修 対象:全職員(教職員、会計年度任用職員を含む) 2 コンプライアンス推進員・課長級職員を対象としたハラスメント研修 対象:全部長級職員及び全課長級職員	1 全職員を対象としたハラスメント研修 対象:全職員(教職員、会計年度任用職員を含む) 2 コンプライアンス推進員・課長級職員を対象としたハラスメント研修 対象:全部長級職員及び全課長級職員	A	総企)人事課		
2	2	20			人権研修(女性に関する人権問題)	職員一人ひとりの男女共同参画に対する理解と意識の向上を図る。	継続して研修を実施することにより、職員の意識を向上させる。参加率を100%を目指す。	局内の全31所属にて、男女共同参画に関する問題を題材とした研修を実施。 参加者:682人(78回実施) 参加率100% 【職員658人、会計年度任用職員24人】	局内の全30所属にて、男女共同参画に関する問題を題材とした研修を実施。 参加者:674人(82回実施) 参加率100% 【職員654人、会計年度任用職員20人】	A	交通)総務課教習所		
2	2	20			職員研修講師派遣	市職員に対する人権研修のための講師を派遣する。	人権問題に関する正し理解と認識を深め、人権尊重の視点に立った行政を進めるための知識の習得と理解を深める。	新規採用の職員や会計年度職員等への人権研修における講師の派遣(計14件) (新規採用職員研修、保健福祉局介護保険認定調査員研修、交通局駅務員養成研修、消防学校初任基礎研修等)	新規採用の職員や会計年度職員等への人権研修における講師の派遣(計17件) (新規採用職員研修、保健福祉局介護保険認定調査員研修、交通局駅務員養成研修、消防学校初任基礎研修等)	A	市民)人権推進課		
2	2	21			セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修	教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントをなくす。	継続して研修・指導を実施することにより、職員の意識を向上させる。	・セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を全市立学校で実施 ・綱紀粛正の通知において、セクシュアル・ハラスメントの防止について全市立学校を指導	・セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を全市立学校で実施 ・綱紀粛正の通知において、セクシュアル・ハラスメントの防止について全市立学校を指導	A	教委)服務指導課		
2	2	22			アミカス相談室における相談			基本目標1 施策の方向2 具体的施策3に記載					
2	2	22			人権啓発相談室	様々な人権問題に関する相談に応じる。	市民からの相談に適切に対応し、市民の人権に関する啓発や問題解決を支援する。	センター人権啓発推進指導員及び人権擁護委員を人権相談員として週5日配置し、必要な助言や関係機関の案内等を行った。 人権相談件数400件 うち、女性問題の相談件数0件	センター人権啓発推進指導員及び人権擁護委員を人権相談員として週5日配置し、必要な助言や関係機関の案内等を行った。 人権相談件数352件 うち、女性問題の相談件数4件	A	市民)人権啓発センター		
2	2	22			教育実習生に対するセクハラ相談窓口	教育実習生に対するセクハラ根絶	教育実習生に対するセクハラ防止について、職員の意識を向上させる。	教育実習生対象のセクハラ相談窓口の周知	教育実習生対象のセクハラ相談窓口の周知	A	教委)服務指導課		

基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

基本目標別 評価集計	A	B	C	D
	52	59	0	0

基本目標	施策の方向	具体的施策	重点評価	再掲	事業名	事業目的	事業目標	令和3年度事業実績		令和2年度事業実績		自己評価	事業実施担当課
2	2	23			性犯罪防止啓発事業	性犯罪抑止に向けた取り組みを推進する。	性犯罪認知件数の減少。	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪被害防止に関する出前講座の実施 開催回数:2回 参加人数:201人 大学生等に対する啓発メール等の配信 Twitterを活用した性犯罪・性暴力に関する情報の随時配信 「STOP! 性犯罪・性暴力」チラシの作成及び大学新入生、出前講座等で配布 	<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪被害防止に関する出前講座の実施 開催回数:1回 参加人数:19人 大学生等に対する啓発メール等の配信 Twitterを活用した性犯罪・性暴力に関する情報の随時配信 「STOP! 性犯罪・性暴力」チラシの作成及び大学新入生、出前講座等で配布 	B	市民)防犯・交通安全課		
2	2	23			犯罪被害者等支援	犯罪被害者等の相談体制の強化。	犯罪被害者等の相談対応窓口の運営継続。	福岡県、福岡市、北九州市3者の共同事業として、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」及び「性暴力被害者支援センター」を運営し、犯罪被害者等に対する電話相談、面接相談を実施した。	福岡県、福岡市、北九州市3者の共同事業として、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」及び「性暴力被害者支援センター」を運営し、犯罪被害者等に対する電話相談、面接相談を実施した。	A	市民)防犯・交通安全課		
2	3	24			思春期相談	<ul style="list-style-type: none"> 思春期後半の心のケアを必要とするひきこもり気味の子どもたちが安心して過ごせる場を提供し、ひきこもりの改善を図る。 関係機関との連携による思春期の子どもたちへの相談体制の充実を図る。 	身近な相談窓口としての機能を充実し、的確な対応を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 思春期集団支援事業 実施回数:126回 参加者数:540人 ひきこもり地域支援センターワンド(居場所活動) 実施回数:122回 参加者数:470人 オンラインによる居場所開催 実施回数:18回 参加者数:28人 思春期相談関連懇話会 思春期相談に関わる関係機関等の連携強化を図る。 2回開催 	<ul style="list-style-type: none"> 思春期集団支援事業 実施回数:118回 参加者数:634人 ひきこもり地域支援センターワンド(居場所活動) 実施回数:99回 参加者数:385人 オンラインによる居場所開催 実施回数:47回 参加者数:119人 思春期相談関連懇話会 思春期相談に関わる関係機関等の連携強化を図る。 2回開催 	B	こ未)子ども支援第2課		
2	3	24			思春期ひきこもり等相談事業	思春期の子どものひきこもりが改善でき、自立に向けての支援に繋げていく。	自立に向けて支援し、ひきこもりの長期化を防ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> 思春期後半のひきこもりの子どもの家庭に思春期訪問相談員を派遣し、状態の改善を図ることを目的としたもの。 ひきこもり等の子どもへの相談員派遣事業 派遣件数:4件 派遣回数:14回 派遣相談員養成講座、ピアサポーター講座 実施回数:2回 参加者数:30人 ひきこもり等保護者交流会 実施回数:4回 参加者数:47人 保護者交流会登録者数:50人 思春期ひきこもり講演会等 実施回数:1回 参加者数:43人 	<ul style="list-style-type: none"> 思春期後半のひきこもりの子どもの家庭に思春期訪問相談員を派遣し、状態の改善を図ることを目的としたもの。 ひきこもり等の子どもへの相談員派遣事業 派遣件数:4件 派遣回数:17回 派遣相談員養成講座、ピアサポーター講座 実施回数:2回 参加者数:20人 ひきこもり等保護者交流会 実施回数:4回 参加者数:41人 保護者交流会登録者数:52人 思春期ひきこもり講演会等 実施回数:1回 参加者数:50人 	B	こ未)子ども支援第2課		
2	3	24			女の子専用相談電話	子ども本人から思春期に関する電話相談を受けたときに、子ども自身が安心して相談できる体制をつくる。	こども自身が安心して相談できる体制をつくる。	女の子専用電話を設置し、女の子本人からの相談を女性相談員が受ける。 相談受理件数:303件	女の子専用電話を設置し、女の子本人からの相談を女性相談員が受ける。 相談受理件数:335件	B	こ未)こども相談企画課		
2	3	24			性感染症予防対策	性感染症に対する知識を持ち、感染拡大防止につながる。	感染の早期発見により、重症化及び感染拡大防止につながる。	<ul style="list-style-type: none"> 各保健所においては随時啓発を実施。 12月の世界エイズデーの時期には、市内の専門学校や短大・大学へポスターやチラシ等を配布し若年層へ向けた啓発を行っている。 検査実施状況 HIV検査実績:1,569件 相談実施状況 実績:2,421件 各保健所エイズ相談ダイヤルは平日9時から17時 	<ul style="list-style-type: none"> 検査実施状況 HIV検査実績:1,460件 相談実施状況 実績:2,359件 各保健所エイズ相談ダイヤルは平日9時から17時 	B	(保健)保健予防課		

基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

基本目標別 評価集計	A	B	C	D
	52	59	0	0

基本目標	施策の方向	具体的施策	重点評価	再掲	事業名	事業目的	事業目標	令和3年度事業実績	令和2年度事業実績	自己評価	事業実施担当課
2	3	24			薬物乱用防止啓発事業	薬物乱用防止に対する市民の意識を高め、特に青少年の薬物乱用防止を目的とする。	市民の薬物乱用防止に対する意識を啓発する。	<ul style="list-style-type: none"> 大学等への啓発リーフレットの配布 配布先:83校 配布枚数:6,620枚 大学・短期大学の新生入生に対する学内LANを利用した啓発メール送信 関係団体と協力して、薬物乱用防止「NO DRUG,KNOW DRUG」キャンペーンの実施 YouTubeによるオンラインイベント番組配信 再生回数約1700回 ポスター掲示 大型街頭ビジョンでの啓発動画放送 ラジオ番組の放送 全9回 ラジオでの啓発コメントの放送 不正けしの抜去 実績 3,381株 	<ul style="list-style-type: none"> 大学等への啓発リーフレットの配布 配布先:83校 配布枚数:5,285枚 大学・短期大学の新生入生に対する学内LANを利用した啓発メール送信 関係団体と協力しての薬物乱用防止キャンペーンイベントは新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により中止 不正けしの抜去 実績 8,582株 	B	(保健)地域医療課
2	3	24			ティーンエイジャー教室	思春期にかかる児童や生徒が、母子保健の観点から正しい性知識等を学ぶことで健全育成を図る。	思春期にかかる児童や生徒が、正しい性知識等を学ぶことで母性父性の健全育成を図ることができる。	各区保健福祉センターで1回～数回/年実施 回数:1回 延べ人員:188人	各区保健福祉センターで1回～数回/年実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止	B	(こ未)こども健全育成課
2	3	24			性教育の手引きに基づく指導	性教育の手引き「すばらしい成長」を活用した性教育の推進(小・中学校)	児童・生徒が生命尊重、男女平等などの精神に基づく正しい異性観を持ち、自ら考え、判断し、望ましい行動をとれるようにする。	「性教育の手引き」を活用し、発達段階に応じた性教育(小・中学校)を実施。実施率100% 「性教育の手引き」内容 ①性教育の考え方 ②小・中学校における指導の実際 ③Q&A ④個別指導について 各小・中学校に対して配布	「性教育の手引き」を活用し、発達段階に応じた性教育(小・中学校)を実施。 「性教育の手引き」内容 ①性教育の考え方 ②小・中学校における指導の実際 ③Q&A ④個別指導について 各小・中学校に対して配布	A	教委)小学校教育課・中学校教育課
2	3	24			性に関する指導者研修会	性に関する指導者研修会の参加率の向上	各学校において、性教育を適切かつ円滑に推進していくため。	性に関する指導者研修会をオンラインにて実施。 参加者:市内小中高特各学校代表1人 参加率100% 講演「今の子どもたちのために現場の先生方にとってほしいこと」 講師 丸の内の森レディースクリニック院長 宋 美玄氏	性に関する指導者研修会は中止となり、市内小、中、高校、特別支援学校担当者に資料を配布。	A	教委)小学校教育課・中学校教育課・高校教育課
2	3	24			情報モラル教育の推進	情報モラル指導を全小・中・高等学校で実施し、児童生徒の意識を高める。	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する。	○情報モラル指導の実施率 小学校:100% 中学校:100% 高等学校:100% インターネット・携帯電話等を介した児童生徒の被害防止のために、情報モラルに関する啓発活動を全校で実施	○情報モラル指導の実施率 小学校:100% 中学校:100% 高等学校:100%	A	教委)教育ICT推進課・安全・安心推進課
2	3	25			マタニティスクール	健やかな妊娠・出産・子育てに向け、不安の解消と知識の普及を図る。	健やかな妊娠・出産・子育てを迎えるための不安解消を図ることができる。	各区保健福祉センターにて、予約制による個別相談(マタニティ相談)を各区で月1～2回実施 開催回数:139回 延べ受講人数:344人	各区保健福祉センターにて、2～3回を1コースとして実施 開設回数:165回 延べ受講人員:1,681人	B	(こ未)こども健全育成課
2	3	25		3 1 37	働くママとパパのマタニティスクール	働く夫婦を対象に保健所で実施されているマタニティスクールを補てんするため実施する。	健やかな妊娠・出産・子育てを迎えるための不安解消を図ることができる。	月2回開催 「妊娠中の身体づくり、分娩について」 「沐浴の説明とデモンストレーション」 「妊婦体験」「育児体験とグループワーク」 参加者数:94組(186人)	月1回開催 「妊娠中の身体づくり、分娩について」 「沐浴の説明とデモンストレーション」 「妊婦体験」「育児体験とグループワーク」 参加者数:78組(156人)	B	(こ未)こども健全育成課
2	3	25			「働くあなたのガイドブック」の発行			基本目標2 施策の方向2 具体的施策19に記載			
2	3	26			妊婦健康診査	妊婦に対する健康管理の充実を図るため、妊婦健康診査を実施する。	妊婦健診の充実を目指す。	妊婦の健康管理の充実を図るため、医療機関で健康診査を実施。 ○妊婦一般健康診査 助成回数 14回 延べ受診者数 159,868件	妊婦の健康管理の充実を図るため、医療機関で健康診査を実施。 ○妊婦一般健康診査 助成回数 14回 延べ受診者数 163,182件	B	(こ未)こども健全育成課

基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

基本目標別 評価集計	A	B	C	D
	52	59	0	0

基本目標	施策の方向	具体的施策	重点評価	再掲			事業名	事業目的	事業目標	令和3年度事業実績	令和2年度事業実績	自己評価	事業実施担当課
2	3	26		3	2	40	産前・産後母子支援事業	妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な特定妊婦等への支援体制を強化するため、「母子生活支援施設等」に支援コーディネーターや看護師等を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供する。	予期せぬ妊娠や出産に悩む方の生活、福祉課題の解決に向けて、妊娠期から産後期まで継続した支援を提供する。	予期せぬ妊娠や出産に悩む方の相談を受けるとともに、その相談者の生活、福祉課題の解決に向けて、妊娠期から産後期まで継続した支援を提供した。 ・相談件数 430件 ・支援対象となった女性の人数 30人	予期せぬ妊娠や出産に悩む方の相談を受けるとともに、その相談者の生活、福祉課題の解決に向けて、妊娠期から産後期まで継続した支援を提供した。 ・相談件数 122件 ・支援対象となった女性の人数 6人	B	こ未)こども家庭課
2	3	26					産婦健康診査	産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、産婦健康診査を実施。	産婦健診の充実を目指す。	産後うつの予防や新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施。 ○産婦健康診査 延べ受診者数 21,912人	産後うつの予防や新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を実施。令和3年1月より事業実施。 ○産婦健康診査 延べ受診者数 3,829人	B	こ未)こども健全育成課
2	3	26					産後サポート事業	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するとともに、産後早期の家庭に対し、家事や育児のサポートを行い、育児負担の軽減を図る。	令和7年度に産後ケア事業の利用人数が1,200人、産後ヘルパー派遣事業の利用人数が400人(子育て満足度が向上する)。	市政日より、ホームページへの掲載等で広報、周知。 【産後ケア事業】 ・利用実人数 872件 【産後ヘルパー派遣事業】 ・利用実人数 295件	市政日より、ホームページへの掲載等で広報、周知。 【産後ケア事業】 ・利用実人数 679件 【産後ヘルパー派遣事業】 ・利用実人数 271件	B	こ未)こども健全育成課
2	3	26					母子巡回健康相談	母親の妊娠、出産、育児の悩みを解消し、母子の健全育成を図る。	要支援者が虐待へ移行しない。	市民の身近な場所で乳幼児の計測や育児相談、健康教育を行う。 ○母子巡回健康相談 出動回数:262回 延べ相談者数:3,448人	市民の身近な場所で乳幼児の計測や育児相談、健康教育を行う。 ○母子巡回健康相談 出動回数 323回 延べ相談者数 4,675人	B	こ未)こども健全育成課
2	3	26					母親の心の健康支援事業	家庭における養育機能の強化、虐待予防を図る。	要支援者が虐待へ移行しない。	産婦・新生児訪問にてエジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を利用し、要支援者(EPDS高得点者等)を把握して産後早期から支援する。 ○EPDSを用いた訪問指導 EPDS調査実数 7,302人 高得点者数 458人	産婦・新生児訪問にてエジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を利用し、要支援者(EPDS高得点者等)を把握して産後早期から支援する。 ○EPDSを用いた訪問指導 EPDS調査実数 7,605人 高得点者数 696人	B	こ未)こども健全育成課
2	3	26					妊婦歯科健康診査	女性の生涯を通じた歯の健康、及び赤ちゃんの健全な成長のため、妊婦を対象に、むし歯と歯周疾患予防のための歯科健診を実施する。また、その結果に基づき、早期治療の推奨や適切な保健指導を行う。	今後も継続して事業の周知・実施を行う。	受診者数:5,261人 受診率:39.4%	受診者数:4,789人 受診率:34.9%	B	(保健)口腔保健支援センター
2	3	26					特定不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減をはかる。	引き続き不妊治療費の助成を行う。	子どもを望む夫婦に対し、特定不妊治療費の一部を助成した。 助成延べ件数 3,693件	子どもを望む夫婦に対し、特定不妊治療費の一部を助成した。 助成延べ件数 1,831件	B	こ未)こども健全育成課
2	3	26					一般不妊治療費助成	不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減をはかる。	引き続き不妊治療費の助成を行う。	子どもを望む夫婦に対し、一般不妊治療費の一部を助成した。 助成延べ件数 646件	子どもを望む夫婦に対し、一般不妊治療費の一部を助成した。 助成延べ件数 502件	B	こ未)こども健全育成課
2	3	26					不育症検査費・治療費助成	不育に悩む夫婦の経済的負担の軽減をはかる。	引き続き不育症検査費・治療費の助成を行う。	不育症検査費・治療費の一部を助成した。 助成延べ件数 61件	不育症検査費・治療費の一部を助成した。 助成延べ件数 14件	B	こ未)こども健全育成課
2	3	26					不妊専門相談センター	不妊・不育に関する専門的な相談に応じるとともに、妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を図る。	引き続き不妊・不育に関する専門相談を行う。	不妊・不育に係る相談対応などを実施した。 相談延べ件数 1,872件	不妊・不育に係る相談対応などを実施した。 相談延べ件数 1,573件	B	こ未)こども健全育成課

基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

基本目標別 評価集計	A	B	C	D
	52	59	0	0

基本目標	施策の方向	具体的施策	重点評価	再掲	事業名	事業目的	事業目標	令和3年度事業実績	令和2年度事業実績	自己評価	事業実施担当課
2	3	27			子宮頸がん検診、乳がん検診	がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康知識の普及及び啓発を図る。	がん検診受診率50%	子宮頸がん検診 受診者数:56,413人 乳がん検診 受診者数:21,333人	子宮頸がん検診 受診者数:48,640人 乳がん検診 受診者数:16,390人	B	(保健)健康増進課
2	3	27			精神保健相談及びうつ病予防対策	市民および関係者が本事業を知り活用する。うつ病に関する普及啓発をすすめる。	精神障がい者の早期発見や早期治療につながる。福岡市の自殺死亡率の減少(令和8年までに13.0以下)。	○精神保健相談: 1 専門医による定例相談 155件 2 相談員による常時相談 115,532件 ○うつ病予防対策(自殺予防対策事業) 1 うつ病に関する教室、講座等を各区保健福祉センターで開催30回、354人 ○福岡市の自殺死亡率 令和2年の自殺死亡率(人口動態統計) 16.3	○精神保健相談: 1 専門医による定例相談 130人 2 相談員による常時相談 105,841人 ○うつ病予防対策(自殺予防対策事業) 1 うつ病に関する教室、講座等を各区保健福祉センターで開催48回、696人 ○福岡市の自殺死亡率 令和元年の自殺死亡率(人口動態統計) 13.8	B	(保健)保健予防課
2	3	27			心の健康づくり事業	心の健康づくりに関する普及啓発をすすめる。	心の健康づくりに関する正しい知識・情報の提供	○心の健康づくり講演会の実施 3回 参加者数(延べ)215人 視聴回数(延べ)864回	○心の健康づくり講演会の実施 3回 参加者数(延べ) 230人	B	(保健)精神保健福祉センター
2	3	27			依存症・ひきこもり等専門相談	依存症やひきこもり等の相談を受け、必要な助言・支援を行う。	依存症やひきこもり等の相談を受け、必要な助言・支援を行う。	相談件数 電話 681件 面接 122件	相談件数 電話 599件 面接 74件	A	(保健)精神保健福祉センター
2	4	28			パートナーシップ宣誓制度	二人のパートナー関係を尊重するとともに、性的マイノリティの社会的理解の広がりを図る。	性的マイノリティに関する社会的理解が広がり、自分らしくいきいきと輝く多様性を認め合う社会を実現する。	パートナーシップ宣誓制度による宣誓組数 32組	パートナーシップ宣誓制度による宣誓組数 32組	A	(市民)人権推進課
2	4	28			LGBT電話相談	性的マイノリティの当事者や家族等が安心して相談できる窓口を提供する。	性的マイノリティに関する社会的理解が広がり、自分らしくいきいきと輝く多様性を認め合う社会を実現する。	相談件数 32件	相談件数 35件	A	(市民)人権推進課
2	4	28			性的マイノリティ交流事業	性的マイノリティの当事者の孤立を防ぐため、悩みや情報が共有できるよう、居場所やコミュニティづくりを支援する。	性的マイノリティに関する社会的理解が広がり、自分らしくいきいきと輝く多様性を認め合う社会を実現する。	交流事業の開催 年間6回開催(全11回) ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、中止とした(5回)	交流事業の開催 年間7回開催(全11回) ※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、中止とした(4回)	A	(市民)人権推進課
2	4	28			性同一性障がいの専門電話相談	性同一性障害に関する相談を受け必要な助言・支援を行う。	性同一性障害に関する相談を受け必要な助言・支援を行う。	相談件数8件	相談件数5件	A	(保健)精神保健福祉センター
2	4	29			講演会等の開催	市民や企業・団体への性的マイノリティに関する理解促進	性的マイノリティの人権問題について関心や理解が深まった、概ね深まった人の割合100%	福岡レインボー映画祭の開催 性的マイノリティの人権問題について関心や理解が深まった、概ね深まった人の割合 96.7%	福岡レインボー映画祭の開催 性的マイノリティの人権問題について関心や理解が深まった、概ね深まった人の割合 82.8%	A	(市民)人権推進課
2	4	29			啓発リーフレットの作成・配布	市民や企業・団体への性的マイノリティに関する理解促進	区役所や市民センター、公民館等へ啓発リーフレットを配布必要部数を配布	啓発冊子「LGBT基礎知識」(改訂版)の配布 約1,800冊 配布先:市の主な施設など	啓発冊子「LGBT基礎知識」(改訂版)の配布 約1,100冊 配布先:市の主な施設など	A	(市民)人権推進課
2	5	30			区子育て支援課・家庭児童相談室における相談			基本目標2 施策の方向1 具体的施策14に記載			

基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

基本目標別 評価集計	A	B	C	D
	52	59	0	0

基本目標	施策の方向	具体的施策	重点評価	再掲	事業名	事業目的	事業目標	令和3年度事業実績	令和2年度事業実績	自己評価	事業実施担当課		
2	5	30			区家庭児童相談室相談員研修	身近な相談窓口としての機能を充実し迅速かつ的確な対応を行う。	業務研修の実施や国・県等の研修への派遣により相談員のスキルを向上させる。	本庁での業務研修や、厚生労働省・九州地区各県主催の家庭児童相談等に関する専門的な知識及び技術の向上を図るための研修などの派遣研修を行っている。このうちDV対応については、福岡県女性相談所での研修等に派遣している。 ※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により未実施	本庁での業務研修や、厚生労働省・九州地区各県主催の家庭児童相談等に関する専門的な知識及び技術の向上を図るための研修などの派遣研修を行っている。このうちDV対応については、福岡県女性相談所での研修等に派遣している。 ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により未実施	—	こ未)こども家庭課		
2	5	30			民生委員・児童委員、主任児童委員研修	社会奉仕の精神をもって相談、援助に当たり社会福祉の増進に努める民生委員・児童委員、主任児童委員の資質の向上を図る。	民生委員・児童委員、主任児童委員を対象とした研修を、それぞれの区分で毎年実施する。	○会長・副会長研修 実施回数:1回 参加者 98人 ○主任児童委員研修 実施回数:1回 参加者 約152人(うちオンライン約40人) ○専門部会研修(市レベルの研修) 実施回数:2回 参加者延べ 47人 ○その他、各区レベルでも全民生委員・児童委員を対象に別途、研修を実施しているが、令和3年度は新型コロナの影響により中止となるものが多かった。	○会長・副会長研修 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 ○主任児童委員研修 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 ○専門部会研修(市レベルの研修) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 ○その他、各区レベルでも全民生委員・児童委員を対象に別途、研修を実施しているが、令和2年度は新型コロナにより中止となるものが多かった。	A	こ未)こども家庭課 福祉)地域福祉課		
2	5	30			アミカス相談室における相談	基本目標1 施策の方向2 具体的施策3に記載							
2	5	30			ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の方が一時的に病気等により介護、保育等のサービスが必要なときや未就学児がいる家庭で残業のため保育サービスが必要なときに家庭生活支援員を派遣するもの。	今後も当該サービスを継続して実施する。	延派遣時間数 1,459時間	延派遣時間数 907時間	B	こ未)こども家庭課		
2	5	30		4	2	49	ひとり親家庭就業支援事業	ひとり親家庭の方の就労支援を実施する。	今後も当該サービスを継続して実施する。	○ひとり親家庭無料職業紹介事業 ひとり親家庭支援センターにて無料職業紹介事業を実施 就職者数 1人 ○自立支援プログラム策定事業 児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々の状況に応じた自立支援計画書(プログラム)を策定し、個別・継続的な自立・就労支援を行う。 就職者数 69件	○ひとり親家庭無料職業紹介事業 ひとり親家庭支援センターにて無料職業紹介事業を実施 就職者数 1人 ○自立支援プログラム策定事業 児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々の状況に応じた自立支援計画書(プログラム)を策定し、個別・継続的な自立・就労支援を行う。 就職者数 43件	B	こ未)こども家庭課
2	5	30		4	2	47 49	就業支援講習会(ひとり親家庭支援センター)	ひとり親家庭の方を対象に就業に結びつく可能性の高い技能・資格を取得できるよう就業支援講習会を実施する。	今後も当該サービスを継続して実施する。	○ひとり親家庭支援センターにおいて、介護職員初任者研修・医療事務・各種パソコン講座等を実施した。 講座数 36 受講者数 305人	○ひとり親家庭支援センターにおいて、介護職員初任者研修・医療事務・各種パソコン講座等を実施した。 講座数 36 受講者数 354人	B	こ未)こども家庭課
2	5	30			ひとり親家庭自立支援給付金事業	基本目標2 施策の方向1 具体的施策16に記載							
2	5	30			母子父子寡婦福祉資金貸付事業	基本目標2 施策の方向1 具体的施策16に記載							
2	5	30			児童扶養手当	基本目標2 施策の方向5 具体的施策30に記載							

基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

基本目標別 評価集計	A	B	C	D
	52	59	0	0

基本目標	施策の方向	具体的施策	重点評価	再掲	事業名	事業目的	事業目標	令和3年度事業実績	令和2年度事業実績	自己評価	事業実施担当課
2	5	30			就学援助	児童生徒が国・県・市立小中学校に通学するうえで、経済的な理由によって給食費(市立小中学校のみ)や学用品代など、学校での学習に必要な費用の支払いが困難な方に経費の一部を援助する。	引き続き就学援助制度の周知および実施を図る。	○支給項目 ・給食費 ・学用品費等 ・入学準備金 ・修学旅行費(小学校6年・中学校2年) ・社会科見学費(小学校5年) ・卒業アルバム代等(小学校6年・中学校3年) ・校外活動費(宿泊を伴うもの) ・体育実技用具費(柔道着のみ・中学校) ・通学費(距離要件有) ・災害給付金 ○予算額<2,414,697千円>	○支給項目 ・給食費 ・学用品費等 ・入学準備金 ・修学旅行費(小学校6年・中学校2年) ・社会科見学費(小学校5年) ・卒業アルバム代等(小学校6年・中学校3年) ・校外活動費(宿泊を伴うもの) ・体育実技用具費(柔道着のみ・中学校) ・通学費(距離要件有) ・災害給付金 ○予算額<2,311,852千円>	A	教委)教育支援課
2	5	30			市営住宅におけるひとり親家庭優遇措置	市営住宅入居時において、ひとり親世帯が一般世帯より当選しやすいようにする。	市営住宅入居時の抽選倍率について、一般世帯倍率よりもひとり親世帯の倍率を低い状態で維持する。	ひとり親世帯に対して、抽選番号を一般世帯よりも2個多く割り振ることにより当選の確率を高くして配慮している。 また、ひとり親世帯を随時募集の申込資格のひとつとしている。 ○ひとり親世帯の抽選倍率 9.9倍(一般世帯 20.7倍)	ひとり親世帯に対して、抽選番号を一般世帯よりも2個多く割り振ることにより当選の確率を高くして配慮している。 また、ひとり親世帯を随時募集の申込資格のひとつとしている。 ○ひとり親世帯の抽選倍率 11.4倍(一般世帯 17.8倍)	A	住都)住宅運営課
2	5	31			いきいきセンターふくおか運営(地域包括支援センター事業)	基本目標2 施策の方向1 具体的施策14に記載					
2	5	31			成年後見制度利用支援事業(高齢者)	認知症高齢者等、判断能力が不十分な方の保護を目的とし成年後見制度の利用促進する	地域における認知症高齢者等の権利擁護を促進	市長申立 68件 報酬助成 35件	市長申立 58件 報酬助成 33件	A	福祉)地域包括ケア推進課
2	5	31			障がい者成年後見事業	知的障がい者など、判断能力が不十分な方の保護を目的とし、成年後見制度の利用を促進する。	地域における障がい者の権利擁護を促進する。	市長申立 5件 報酬助成 1件	市長申立 4件 報酬助成 3件	A	福祉)障がい者支援課
2	5	31			福岡市障がい者基幹相談支援センター(虐待防止センター)	障がい者虐待防止体制の整備	今後も体制を整備していく。	○虐待対応件数 54件	○虐待対応件数 56件	A	福祉)障がい者支援課
2	5	31			福岡市消費生活センターにおける消費生活相談	消費者被害の未然防止・拡大防止・救済を図る。	安全で安心できる消費生活の実現を目指し、消費者トラブル未然防止に対する市民意識度と消費生活センターの認知度を向上させる。	・消費者トラブル未然防止に対する市民意識度:85.1% ・消費生活センターの認知度:69.0%	・消費者トラブル未然防止に対する市民意識度:82.0% ・消費生活センターの認知度:72.4%	B	市民)消費生活センター
2	5	31			特別養護老人ホーム等施設整備費助成事業	要介護高齢者の増加に対応するため、社会福祉法人等が行う特別養護老人ホーム等の整備に対して助成を行う。	介護保険事業計画で定めた整備目標量を達成するため、必要数の整備を進める。	R3n末までの累計整備実績/第8期介護保険事業計画累計目標整備量 特別養護老人ホーム:6,213人分/6,453人分 認知症高齢者グループホーム:人分2,134/2,385人分 (看護)小規模多機能型居宅介護:62事業所/80事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護:18事業所/29事業所	R2n末までの累計整備実績/第7期介護保険事業計画累計目標整備量 特別養護老人ホーム:6,213人分/6,220人分 認知症高齢者グループホーム:2,097人分/2,437人分 (看護)小規模多機能型居宅介護:60事業所/76事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護:17事業所/21事業所	B	福祉)介護保険課
2	5	31			人権総合講座	基本目標1 施策の方向2 具体的施策4に記載					

基本目標2 あらゆる暴力が根絶されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会

基本目標別 評価集計	A	B	C	D
	52	59	0	0

基本目標	施策の方向	具体的施策	重点評価	再掲	事業名	事業目的	事業目標	令和3年度事業実績		令和2年度事業実績		自己評価	事業実施担当課
2	5	32			福岡市生活自立支援センターにおける相談	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するために本人の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施する。	一人でも多くの生活困窮者が必要な支援につながるよう、センターの一層の周知・広報を図る。	・支援対象者 1,266人 うち就労決定者 106人	・支援対象者 1,799人 うち就労決定者 48人	B	福祉)生活自立支援課		
2	5	33			福岡市外国人総合相談支援センター(相談・情報提供)	福岡市国際会館において、在住外国人の生活上の諸問題について専門家による無料相談会を実施し、外国人をめぐる諸問題の解決促進を図る。	適切な情報提供と取次ぎを行う。	○福岡市国際会館での多言語相談(英語・中国語・韓国語含む21言語) 【専門相談】 ・法律相談 月2回 ・入国、在留、国籍に関する相談 月1回 ・心理カウンセリング 週3回 【一般相談】 ・窓口における相談件数(対面・電話) 790件 ※外国人に対する相談のみ	○福岡市国際会館での多言語相談(英語・中国語・韓国語含む19言語) 【専門相談】 ・法律相談 月2回 ・入国、在留、国籍に関する相談 月1回 ・心理カウンセリング 週3回 【一般相談】 ・窓口における相談件数(対面・電話) 651件 ※外国人に対する相談のみ	A	総企)国際政策課		
2	5	33			区役所での転入手続き時における外国人向けの生活ガイダンス	区役所での転入手続き時に生活ルール・マナーに関するガイダンスを行い、地域でのトラブルを未然に防止し、地域と外国人住民との共生を図る。	生活ルール・マナーの周知	○区役所での転入手続き時に、多言語で作成した生活ルール・マナー等に関する動画を用いて、生活ガイダンスを行っている。 ・生活ガイダンスの実績 619件	○区役所での転入手続き時に、多言語で作成した生活ルール・マナー等に関する動画を用いて、生活ガイダンスを行っている。 ・生活ガイダンスの実績 748件(R2.7~R3.3月) ※R2.7月から開始	A	総企)国際政策課		
2	5	33			区役所・相談窓口における電話通訳の活用(電話通訳一括導入)	区役所及び窓口等に電話通訳、映像通訳を一括導入し、多言語で相談を受け付けることで、利便性の向上を図る。	適宜、電話通訳等を活用し、多言語対応の充実を図る。	○区役所及び窓口等に電話通訳を一括導入したほか、各区市民相談室に映像通訳を導入した。 ・電話通訳 1,105件、映像通訳 9件	○区役所及び窓口等に電話通訳を一括導入したほか、各区市民相談室に映像通訳を導入した。 ・電話通訳 351件、映像通訳 10件 ※R2nd 新規事業	B	総企)国際政策課		
2	5	33			日本語習得の支援、情報提供	日本語が十分に分からない外国人に対する生活適応支援及び地域社会からの孤立化の防止。	日本語ボランティア教室の維持・拡大。	○市内5カ所の市民センターにおいて市民ボランティアとの共働により日本語教室を実施した。 ○また、他のボランティア日本語教室についても教室情報を記載した「にほんごClass map」を市や福岡よかトピア国際交流財団ホームページに掲載するなど、在住外国人への周知に努めた。 ・R3.9月時点:教室数56教室(市主催・民間含む)	○市内5カ所の市民センターにおいて市民ボランティアとの共働により日本語教室を実施した。 ○また、他のボランティア日本語教室についても教室情報を記載した「にほんごClass map」を市や福岡よかトピア国際交流財団ホームページに掲載するなど、在住外国人への周知に努めた。 ・R2.10月時点:教室数56教室(市主催・民間含む)	A	総企)国際政策課		
2	5	33			在住外国人支援のための講座	在住外国人の人権が守られ、安心して暮らせるようになるために支援する。	在住外国人への支援充実を目指す。満足度90%以上を目指す。	アミカス日本語クラス 全33回 37人 満足度:100%	アミカス日本語クラス 全16回 31人 満足度:93%	A	市民)事業推進課		
2	5	33			外国語版の母子健康手帳や乳幼児健康診査票の配布	在住外国人の母子に対するサービスの向上	引き続き外国語母子手帳の交付を行う。	外国語版母子健康手帳の交付 10か国語 計115冊 ※乳幼児健康診査時に英語版のアンケート用紙を使用	外国語版母子健康手帳の交付 10か国語 計131冊(136冊) ※乳幼児健康診査時に英語版のアンケート用紙を使用	B	こ未)こども健全育成課		